

平成 2 7 年 2 月 2 1 日

国際法務総合センター（仮称）工事説明会
議事次第

- 1 開会の辞
- 2 説明者紹介
- 3 法務省大臣官房施設課長挨拶
- 4 工事説明
- 5 P F I 事業の説明（矯正局）
- 6 閉会の辞

国際法務総合センター(仮称)新営工事

工事説明会

(発注者)

法務省大臣官房施設課

(工事受注者)

A-1工区建築工事

大成建設(株)

A-2工区建築工事

(株)竹中工務店

A-3工区建築工事

(株)大林組

A工区電気設備工事

きんでん・九電工・浅海JV

A工区機械設備工事

(株)日立プラントサービス

B工区建築工事

松井建設(株)

B工区電気設備工事

日本電設工業(株)

B工区機械設備工事

川崎設備工業(株)

本日の説明内容

- 1 国際法務総合センター(仮称)新営工事の概要
- 2 工事工程
- 3 車両計画
- 4 安全対策, 現場管理, 環境配慮等
- 5 問合せ先

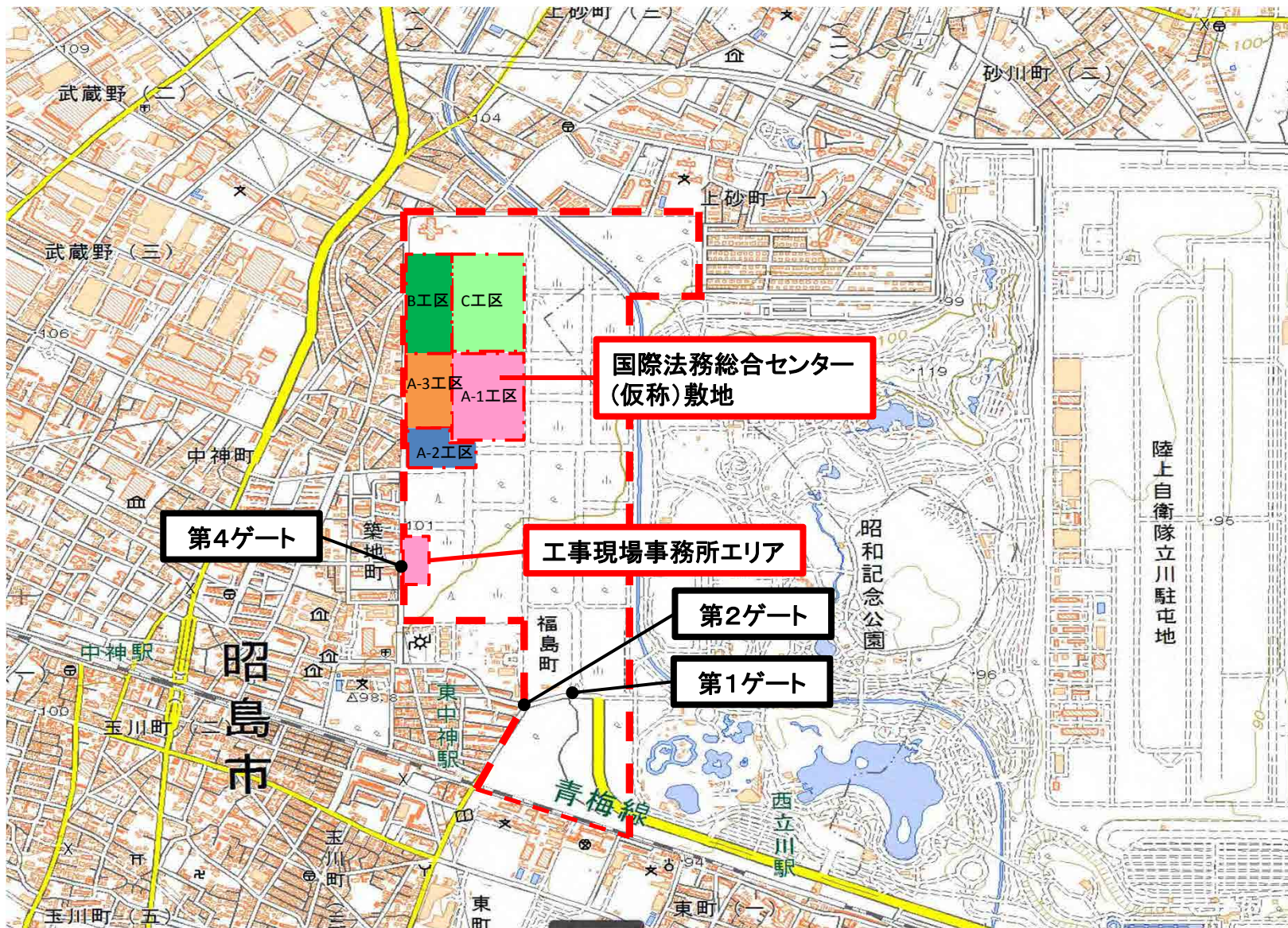
1 国際法務総合センター（仮称）新営工事の概要

1) イメージ図

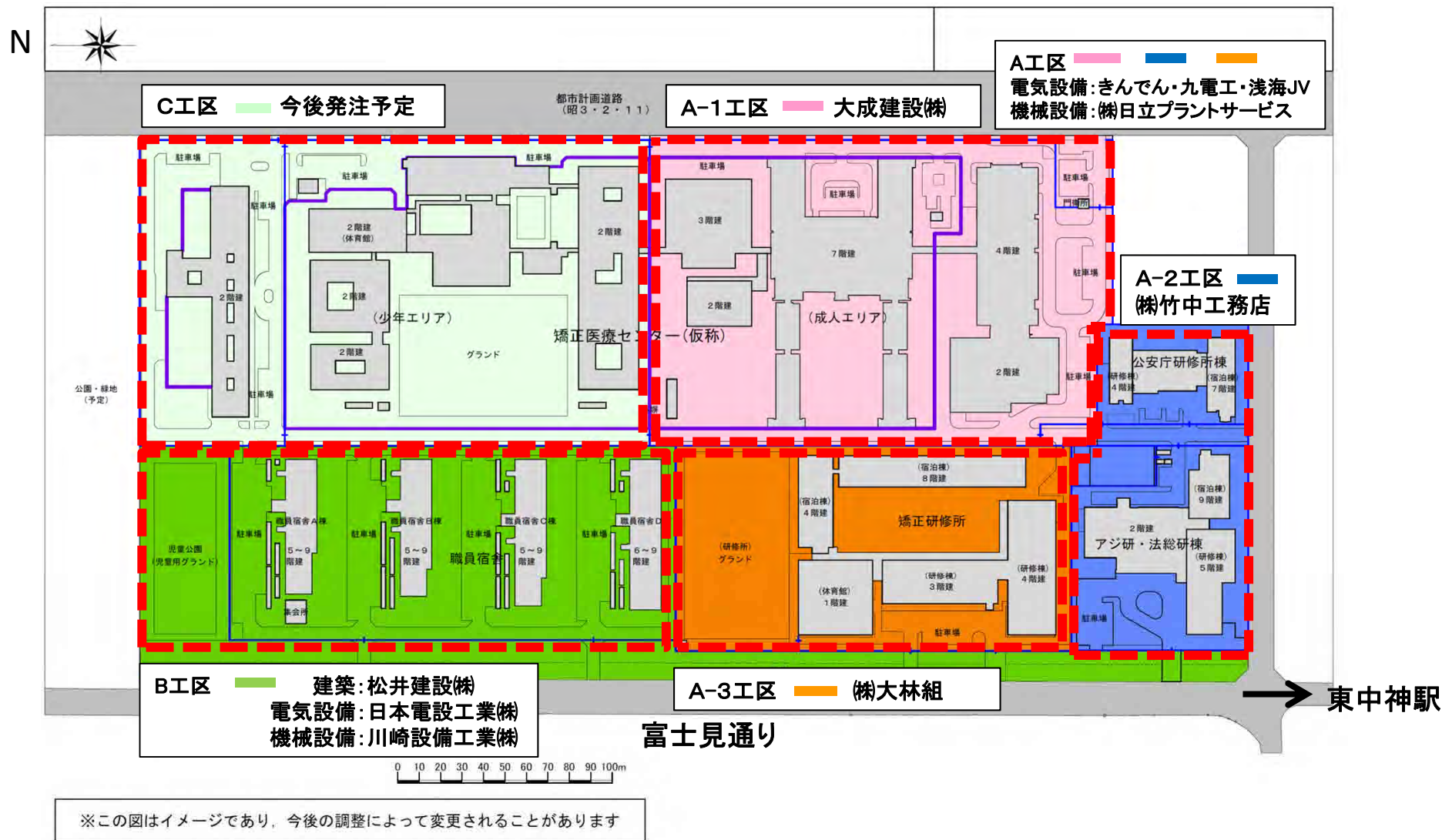


※この図はイメージであり、今後の調整によって変更されることがあります。

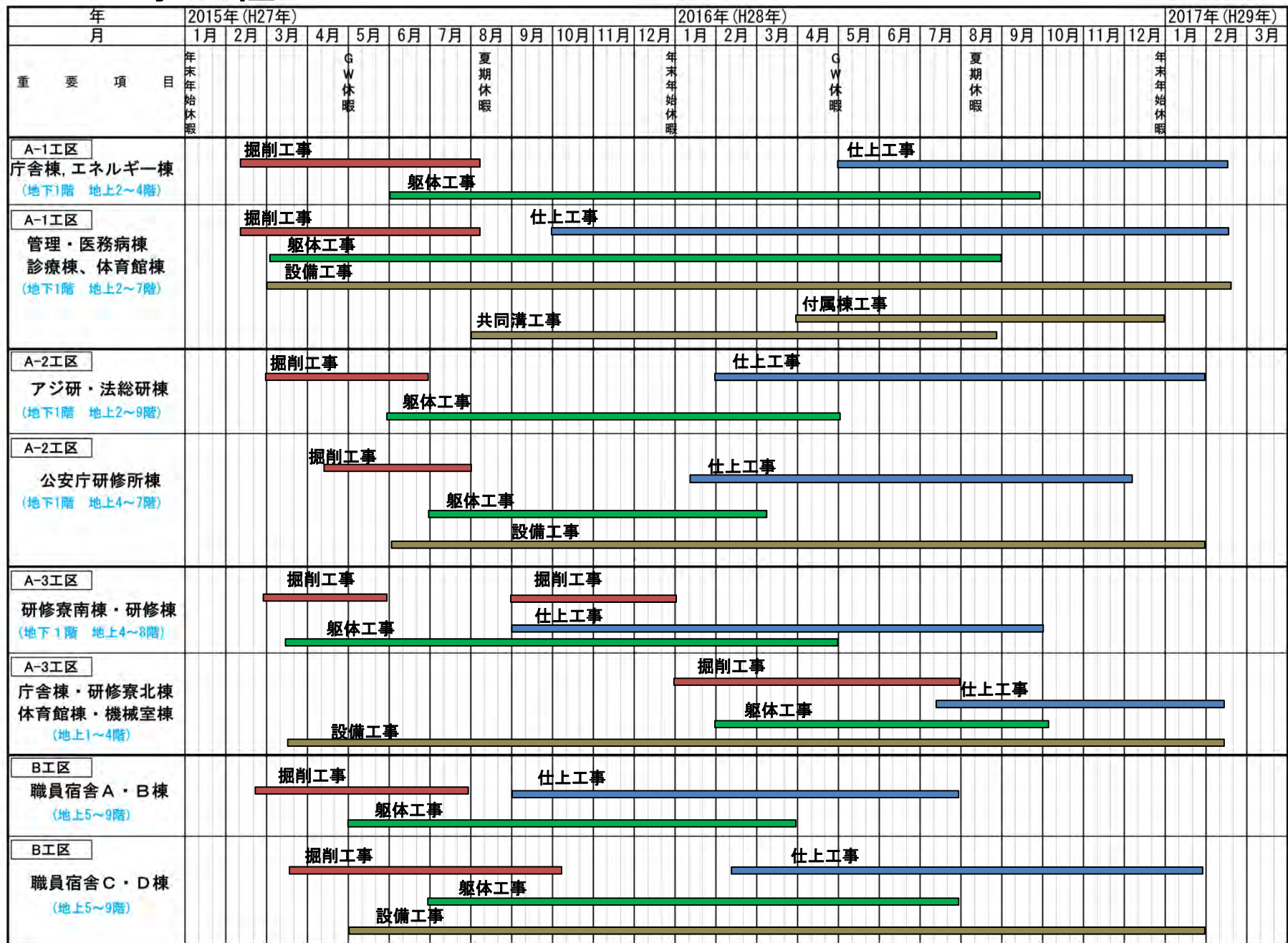
2) 案内図



3) 配置計画図

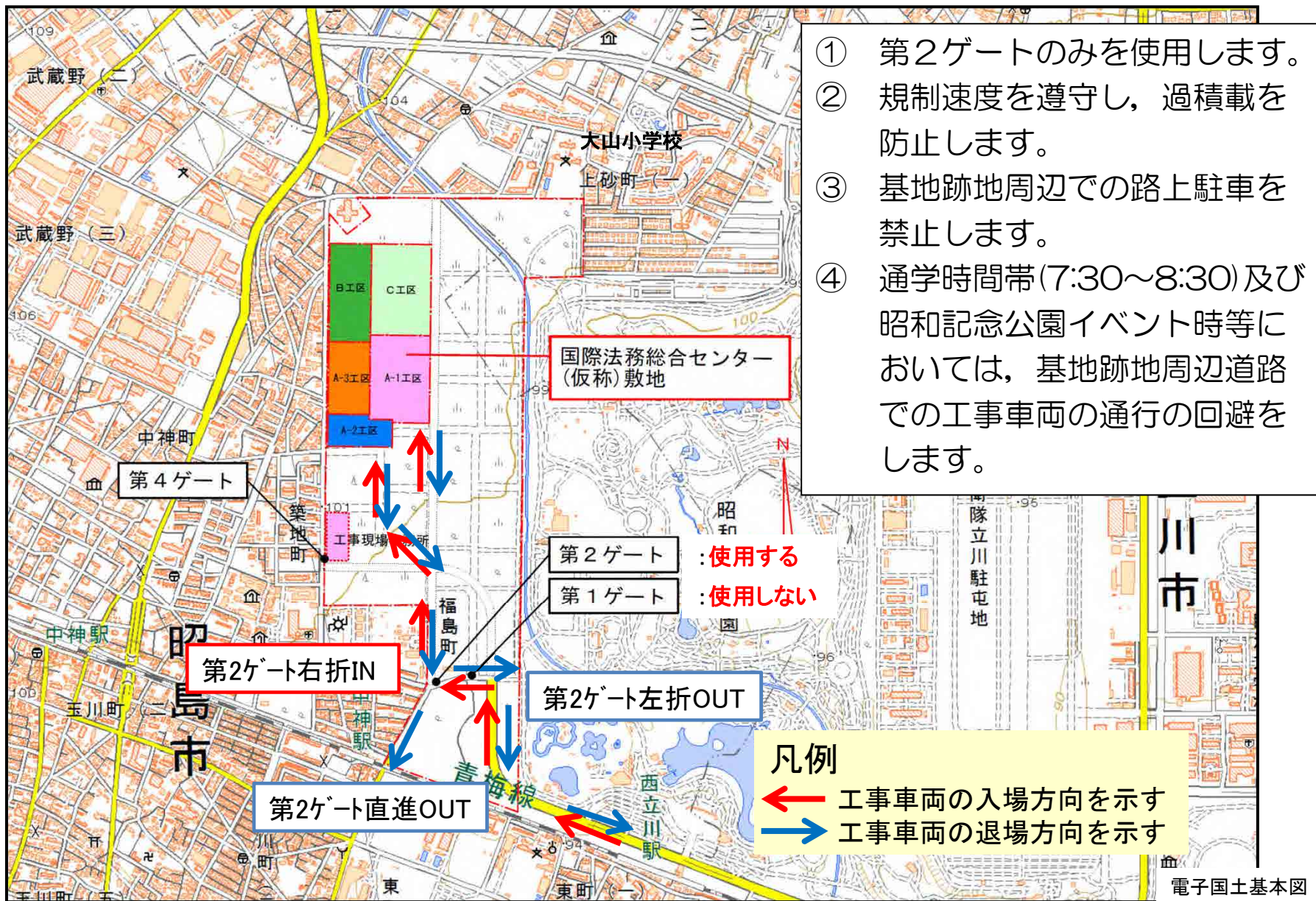


2 工事工程



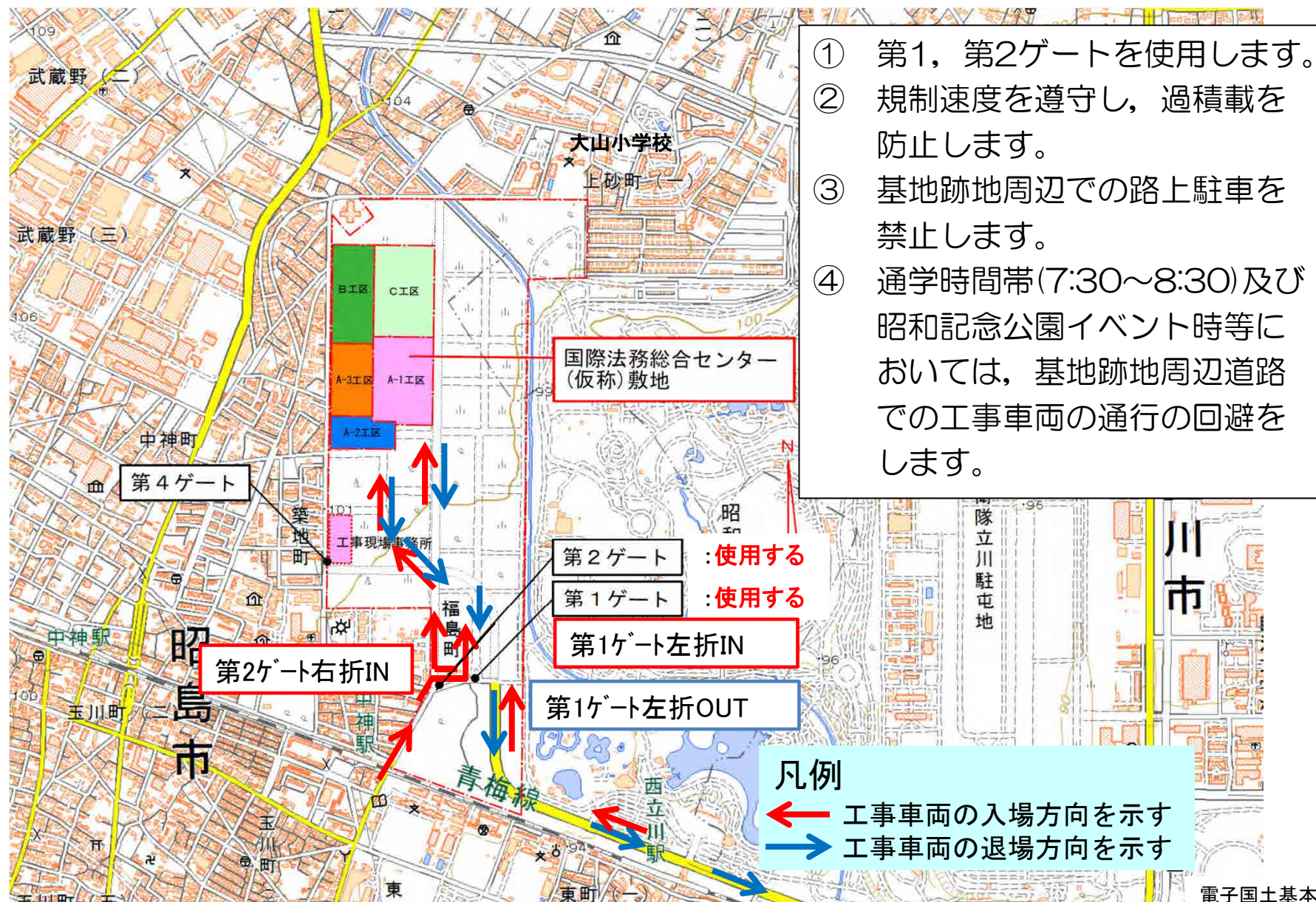
3 車両計画 ①:希少種(才才夕力)繁殖期(1月～7月)

3 車両計画 ①:希少種(才才夕力)繁殖期(1月～7月)



車両計画

②: 希少種(オオタカ) 非繁殖期(8月~12月)



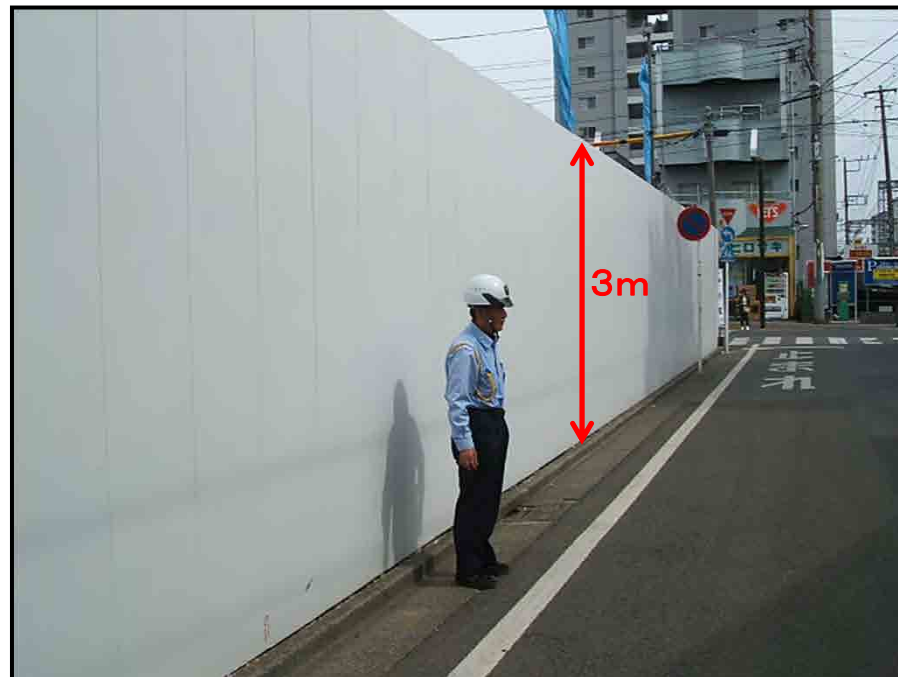
4 安全対策と現場管理等

【安全対策】

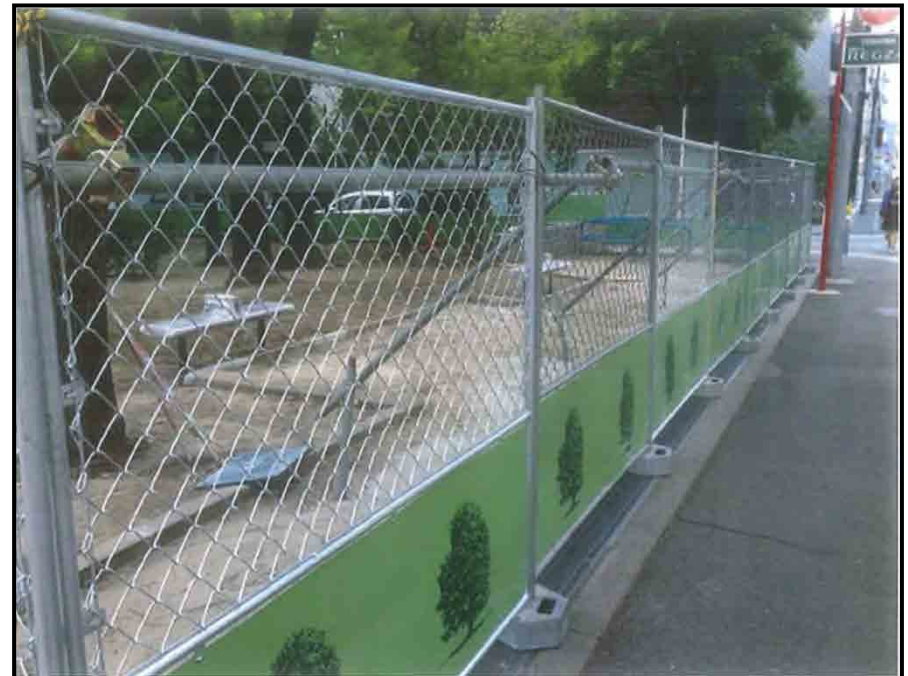
1) 仮囲いの設置

法務省工事周囲に高さ3m程度の仮囲いを設置します。

外構工事の段階においては、バリケード等にて安全対策を行います。



イメージ



イメージ

2) 交通誘導員の配置

工事用ゲートにおいては，UR工事車両等との調整を図りながら，一般者(歩行者・自転車・自動車)の安全確保に努めます。



イメージ

【現場管理等】

1) 作業時間及び休日について

① 作業時間は原則、午前8時から午後5時までとします。

※ 作業時間の前後については、作業の準備や後片づけ等を行います。

但し、内部工事等、外部に影響の少ない作業につきましては、時間を延長させて頂く場合もございます。

※ 資機材については、周辺道路の状況や警察からの指導等により、夜間、早朝に搬入、搬出を行う場合がございます。

※ 中断する事が出来ない場合(ｺﾝｸﾘｰﾄ打設・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え等)の作業では、時間を延長させて頂く場合がございます。その場合につきましては事前に掲示板等にてお知らせ致します。

※ 緊急処置を要する作業(台風・地震等による緊急作業等)につきましては時間を延長させて頂く場合がございます。

② 日曜・祝日は原則、工事はいませんが、行政指導による日曜・祝日を指定される作業及び音や振動が少ない工事については、近隣の方々へ事前に作業内容等をお伝えした上で、実施する場合がございます。

2) 現場の風紀対策

関係事業者間の調整会議や施工業者の朝礼において、作業員に対する風紀上の指導及び監督を徹底します。

- ①交通ルールを遵守し、違法駐車を禁止します。
- ②規律性を持って歩行し、歩きタバコを禁止します。
- ③不要な大声を禁止し、現場内の整理整頓に努めます。
- ④定期的に周辺道路の清掃活動を行います。

【環境配慮事項】

1) 騒音・振動対策

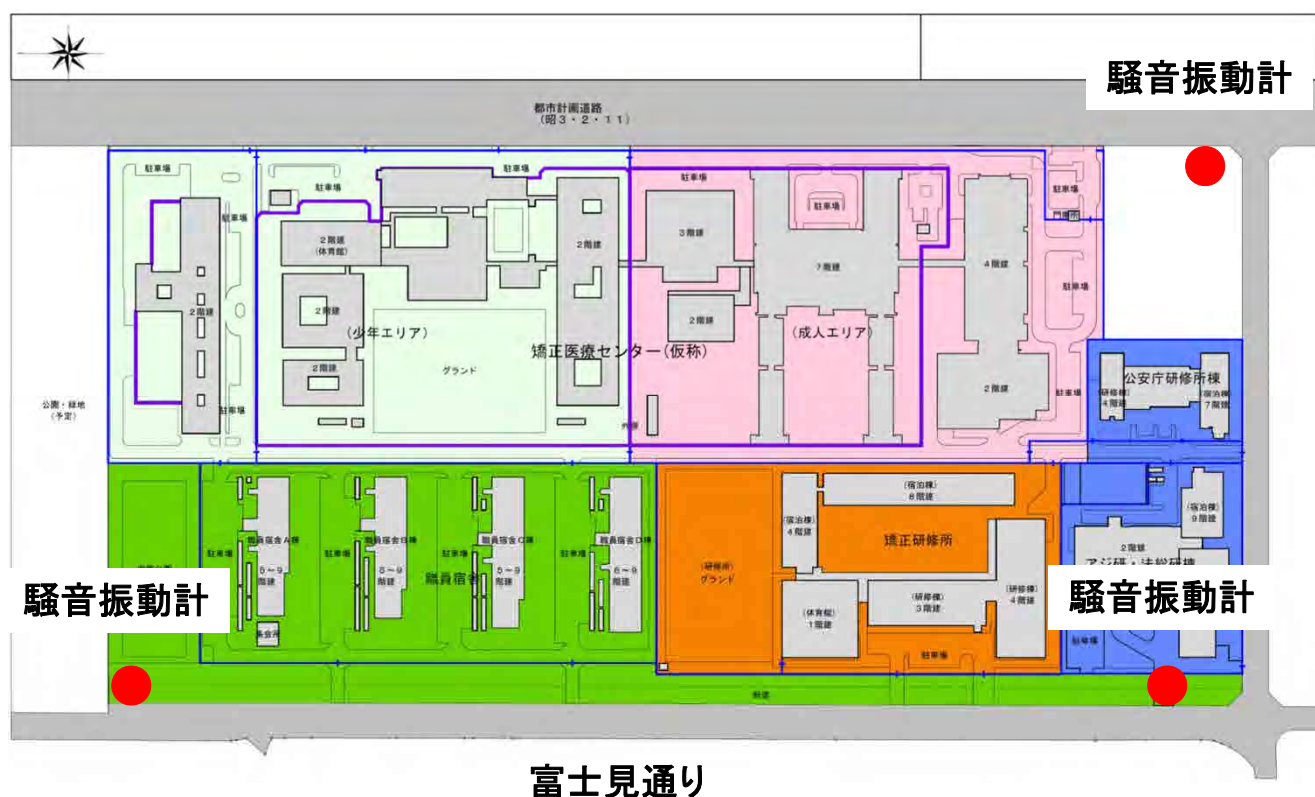
- 建設機械は、低騒音、低振動型機械を使用します。
- 工事車両は、アイドリングストップ、急発進、急加速、空ふかしの禁止を徹底します。



イメージ

騒音・振動対策

- ・騒音，振動計を設置し，基準値以内での騒音・振動の抑制に努めます。
- ・敷地境界で騒音80dB，振動70dBを超えない様に工事管理を行います。



イメージ

2) 粉じん対策

①場内からの土埃の飛散防止。
適宜散水等を行います。



イメージ

②一般道走行前にタイヤの泥落とし
を行います。

タイヤ洗浄機



イメージ

3) 汚染土壌処理

本地区に残る汚染土壌は、全て地区外の処分場に搬出します。

法令に従い処理すると共に、以下の事項に配慮し、適切に処理を行います。

- ① 搬出時は、搬出用ダンプに積込みシートかけを行い飛散を防止します。
- ② 強風時は作業を中断します。
- ③ 粉じんによる飛散等防止のため、散水を実施します。

4) 希少種（オオタカ）保護対策

本地区における希少種（オオタカ）の保護対策として、繁殖(営巢)期においては以下の対策を実施します。

- ① 仮囲い等により区画を明確にします。
- ② 人や車両の通行可能範囲を制限し、不規則な動きを防止します。
- ③ 工事中に希少種（オオタカ）の異常行動を確認した場合は、その状況に応じて、工事を継続するか、一時休止するか適切に対応します。
- ④ 低騒音・低振動の建設機械（重機）を使用します。
- ⑤ 工事関係者に対し、新入時教育等において、希少種保護対策についての指導・教育を徹底します。
- ⑥ 不要な衝撃音を発生させたり、近くに飛来しても注視しない様にします。

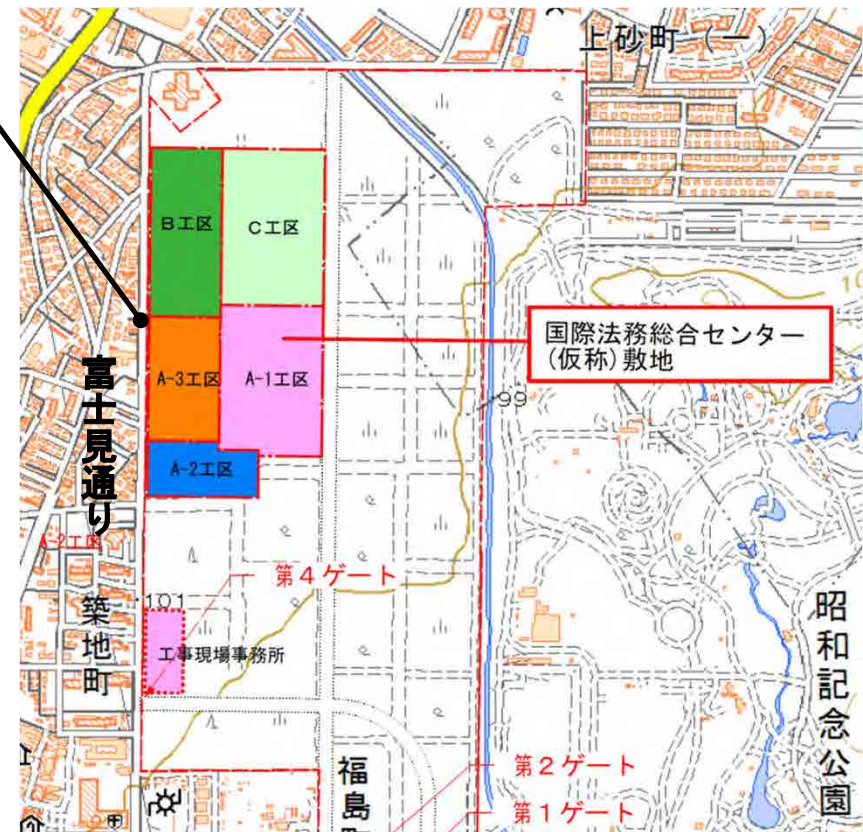
5) 掲示板の設置

富士見通り沿いバス停付近部分に
掲示板を設置し、工程表・お知らせ等
を掲示致します。



掲示板設置

バス停部
掲示板



5 国際法務総合センター(仮称)新営工事に関する問合せ先

法務省大臣官房施設課

03-3592-7993 担当：齊藤

A-1工区建築工事	大成建設(株)	042-519-4360	担当：古井戸
A-2工区建築工事	(株)竹中工務店	042-543-0271	担当：則武
A-3工区建築工事	(株)大林組	042-519-5080	担当：桐内
A工区電気設備工事	きんでん・九電工・浅海JV	042-519-4625	担当：森川
A工区機械設備工事	(株)日立プラントサービス	042-519-4960	担当：土屋
B工区建築工事	松井建設(株)	042-519-5582	担当：追川
B工区電気設備工事	日本電設工業(株)	042-519-7681	担当：大村
B工区機械設備工事	川崎設備工業(株)	042-519-7805	担当：柳井

国際法務総合センター（仮称）維持管理・運営事業（PFI事業）について

行政の効率化

- 9つの行政機関の移転・集約による各行政機関の充実・強化
- +
- 民間のノウハウを活用した物的・人的資源の有効活用

庁舎維持管理	⇒	全施設対象に一括実施
庁舎警備等	⇒	
給食・洗濯	⇒	矯正医療センター（成人）に集約実施
医療	⇒	診療棟に機能集約

移転集約のメリットと民間のノウハウを活かしたより効率的な業務遂行の実現

低廉かつ適正な収容関連業務

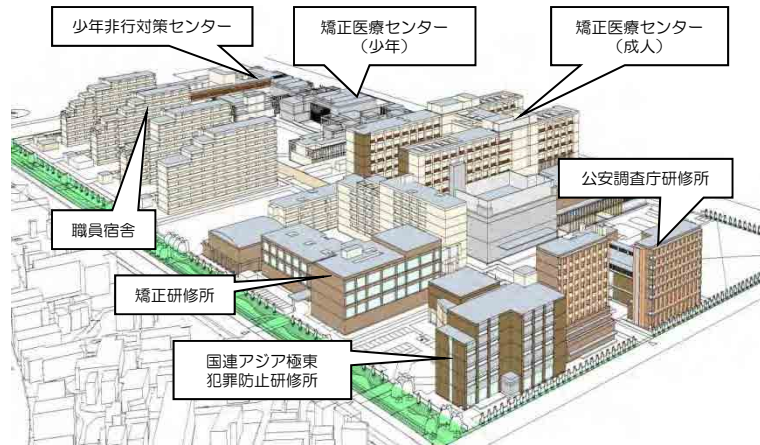
- 給食や洗濯作業に従事可能な受刑者の数が減少
- 食中毒発生のリスク
- ⇒ 一般社会と同等の衛生管理体制の構築が課題

- 衛生管理教育の行き届いた民間事業者による業務の実施



より安全で質の高い業務遂行の実現

国際法務総合センター施設全体図（イメージ）



事業地	東京都昭島市築地町（敷地面積：約12.1万㎡）
事業期間	約12年間（運営期間：約10年間）
スケジュール	平成26年度 実施方針公表 平成27年度 事業者決定、契約締結 平成29年度 運営開始

委託業務範囲

施設整備は国が実施（運営に特化したPFI事業）

矯正医療センター（成人・少年）	少年非行対策センター	矯正研修所	公安調査庁研修所	国連アジア極東犯罪防止研修所
-----------------	------------	-------	----------	----------------

維持管理業務

収容関連業務等

※職員食堂及びリネンサービスについては矯正研修所でも実施

庁舎警備・構外巡回（被収容者の監視は国が実施）

医療業務支援

※人工透析については矯正医療センターで実施

適正な矯正医療の確保

- 医療刑務所と医療少年院の医療機能の有機的な統合・拡充
- +
- 医療機器等の調達・維持管理、等に民間のノウハウを活用
- 人工透析患者の受入れ拡大策として外部の医療法人等を活用



一般社会における医療水準に対応した矯正医療の実現

地域との共生

- 再犯防止を一層充実させるためには、社会全体が一丸となった取組が極めて重要であり、地域住民の理解と協力は不可欠
- ⇒ 矯正施設を抱える地元としてのメリットが得られる取組が必要

- 民間委託を通じ、地元雇用や民間が調達する食材、備品等の地元調達を促進



「国民に理解され、支えられる矯正施設」の実現